

ルールを守って 歩きたばこやポイ捨てのない きれいなまちに



環境保全課環境計画係 (☎5722-9606)

区は、平成15年にポイ捨てなどのないまちをみんなでつくる条例(ポイ捨て防止条例)を制定し、吸い殻や空き缶等を路上に捨てることを、区内全域で禁止しています。この条例を施行した7月を「ポイ捨て防止・喫煙マナー向上月間」とし、啓発活動などに取り組んでいます。

めぐろたばこルール(区内での喫煙のきまり)

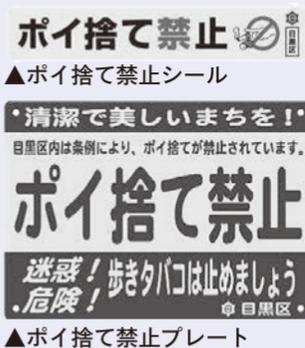
- たばこのポイ捨てや歩きたばこは、区内全域で禁止です
- 路上喫煙禁止区域(中目黒駅・学芸大学駅・都立大学駅・自由が丘駅周辺)では、指定喫煙所以外の路上喫煙は禁止です
- ※ 屋外喫煙所は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一時休止しています。中目黒駅、都立大学駅は近隣の屋内公衆喫煙所をご案内しています
- 指定喫煙所では、灰皿周辺のエリア内で喫煙しましょう。人が多いときは、少し待つ心のゆとりを持ちましょう

みんなのまちはみんなできれいにしよう!

ポイ捨て防止条例に基づき、区と区民・事業者が協力して、継続的にまちの美化に取り組んでいます。

マナー向上を呼び掛けるため、自宅に掲示するポイ捨て禁止シールやプレート(右画像)を配布しています。

また、トンガやガム取り棒、たすきなどを区内の美化活動団体に貸し出します。詳細はお問い合わせください。



区政の透明性向上のための3制度

元年度の運用状況をお知らせします

透明性の高い区政推進のため、区は「職員倫理制度」「公益通報者保護制度」、契約などの業務に対する「要望記録制度」を運用しています。今後も、区民の皆さんに信頼される、透明で公正な区政の実現に向けて、制度を適切に運用していきます。

職員倫理制度 区人事課人事係 (☎5722-9650) ●●●●●●●●●●

区職員としての行動規範を明確にし、公正な職務遂行の確保を図る制度です。職員倫理条例に基づき運用しています。

公正な職務遂行を損なう行為の要求があったときは、拒否するとともに、職員倫理審査会(弁護士などで構成)に報告し、審議結果を踏まえて区民へ公表するなど必要な措置を行います。また、職員が事業者などから贈与を受けたときも職員倫理審査会に報告します。

元年度における報告はありませんでした。

公益通報者保護制度 区総務課総務係 (☎5722-9205) ●●●●

区政における不正行為を予防し、早期に発見・是正するため、第三者機関に通報した区職員や委託事業者などが、不利益を受けないよう保護する制度です。公益通報者保護条例に基づき運用しており、通報を受け調査に当たるのは公益通報者保護委員(弁護士)です。

元年度における通報はありませんでした。

要望記録制度 区区民の声課 (☎5722-9416) ●●●●●●●●●●

契約や許認可等の業務に対し、特定の者への利益の付与のために、公平・公正を欠く働きかけがあったときは、その内容などを記録し、組織として適切な対応を行うことで、意思決定過程の透明性を確保する制度です。契約と許認可などの業務に対する働きかけに関する取扱要綱に基づき運用しています。

元年度における記録はありませんでした。

殺虫剤などを散布するときは近隣への配慮をお願いします

環境保全課公害対策係 (☎5722-9384)

飛び散った殺虫剤などで、周辺の住民に健康被害が生じる可能性があります。植木のせん定や害虫の捕殺、防虫網の設置など、物理的な予防・駆除を優先しましょう。また、害虫の発生や被害の確認がないのに、定期的に殺虫剤を散布することはやめましょう。

農薬飛散による健康被害を防止するため、環境省が作成した公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアルを、同省ホームページ(右コード)でご覧になれます。



やむをえず殺虫剤などを使用する場合は、次のことに注意してください。

- ◆ 散布目的・日時・薬剤の種類などを看板で掲示する等、事前に周辺住民へ知らせましょう。近くに学校などがあれば連絡しましょう
- ◆ 風の弱い日や人通りの少ない時間帯を選び、最小限の使用量にするなど、できるだけ飛散させないよう努力しましょう
- ◆ 法令に基づき登録された殺虫剤などを選び、ラベルに記載された使用方法・注意事項を守って使いましょう

重症心身障害児 通所支援事業所

あいりいずを開所します

障害者支援課身体障害者相談係 (☎5722-9108)

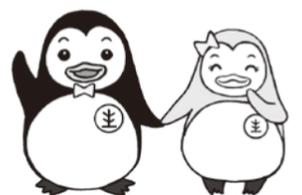
7/1から、重症心身障害児などを対象とした児童発達支援・放課後等デイサービス事業を開始します。申し込み方法など、詳細はお問い合わせください。

- 所在地** 八雲1-1-8 心身障害者センター内
- 開所時間** 月～金曜日(祝・休日を除く) 9:30～17:30
- 内容** 0～6歳児の児童発達支援、小学～高校生の放課後等デイサービス
- 対象** 区内在住の重症心身障害児または医療的ケアを伴う重症心身障害児
- 定員** 1日当たり5人

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ 社会を明るくする運動

区健康福祉計画課庶務係 (☎5722-9836)

今年で70回を迎える、法務省主唱の社会を明るくする運動は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。



▲法務省更生保護キャラクター「ホゴちゃんとサラちゃん」

行動目標

- 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築く
- 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支える

7月は強調月間・再犯防止啓発月間

保護司会を中心に更生保護女性会、BBS会(兄や姉のような立場で更生を手助けするボランティア)などの関係機関・団体による推進委員会を設けています。明るい社会の実現を目指す運動へのご理解とご協力をお願いします。